

## 利用調整地区制度の概要（前回提出資料より抜粋・修正）

## 1 利用調整地区制度とは

○国立公園の自然環境を維持しつつ、適正な公園利用を図るために、環境大臣が自然公園法第 15 条の規定により、公園計画に基づいて指定し、立ち入ることのできる期間や人数、立ち入る場合の行動等について強制力をもって調整する制度。

○指定を受けた地域内では、環境大臣が定める期間内は、次ぎに掲げる場合を除いて、何人も利用調整地区の区域内に入ることが禁止されている。

<立ち入ることができる場合>

- ① 環境大臣又は指定認定機関による立ち入りの認定を受けて立ち入る場合
- ② 自然公園法第 13 条等の許可を受けた行為を実施するために立ち入る場合、
- ③ 国立公園事業の執行として立ち入る場合
- ④ 非常災害のための応急措置を実施するために立ち入る場合
- ⑤ 通常管理行為、軽易な行為等であって環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合（森林管理、測量等の目的で立ち入る場合）
- ⑥ 環境大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

## 2 立ち入りの認定

○利用調整地区への立ち入りの認定を受けるには、立ち入ろうとする者が、環境大臣又は指定認定機関に対して、申請を行うことが必要。このとき、認定手数料の支払いも必要。

○認定の基準

- ①環境大臣が定める人数の範囲内であること
- ②環境大臣が定める期間内であること
- ③次に掲げる行為を行うものでないこと
  - ・ 生きている動植物を故意に持ち込むこと
  - ・ 野生動物に餌を与えること
  - ・ 環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察等を行うこと
  - ・ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
  - ・ 球技その他これに類する野外スポーツをすること
  - ・ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器等を用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること
- ④環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己責任において立ち入るものであること
- ⑤その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること

○認定の申請

立ち入りの認定の申請は、次ぎに掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して

行う。

- ・申請者の住所及び氏名
- ・立ち入ろうとする利用調整地区の名称
- ・立ち入ろうとする期間
- ・立入りの目的
- ・立入りの方法

また、認定基準③から⑤を遵守して利用する旨の誓約書を添付することが必要。

#### ○立入認定証の携帯

利用調整地区に認定を受けて立ち入る場合は、立入認定証を携帯することが必要。

#### ※自然公園法改正による制度変更

利用調整地区に立ち入ろうとする場合の認定手続きについて、現行制度下では、ガイドツアーや団体ツアーであっても、利用者一人一人から申請を提出してもらうことが必要であったが、平成21年6月の自然公園法改正により、改正公園法施行後(22年度以降)は、代表者がまとめて認定を受けることが可能な制度に改正される。このため、実際の運用時にガイドツアー、団体ツアー参加者らは、その代表者(引率者)が手続きを経ることで、大幅に負担が軽減される。

#### ○指定認定機関

環境大臣は、認定等に係る事務を指定する認定機関に行わせることができる。

### 3 利用適正化計画の策定と協議会の組織

○利用調整地区では、公園利用の適正利用を円滑に進め、風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあいと体験を提供することを目的として「利用適正化計画」を策定することとされている。計画事項は、次のとおり。

- ・背景
- ・利用の適正化を図るための基本方針
- ・利用調整地区の指定に関する事項(区域、名称、期間等)
- ・モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項
- ・立入認定の手続きに関する事項
- ・自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項
- ・自然環境の再生、復元等に関する事項
- ・利用施設の整備及び管理に関する事項

○この計画の策定にあたっては、関係行政機関、都道府県、市町村、地域住民、関係団体、土地所有者、専門家・研究者、指定認定機関等による協議会を組織し、この協議会では、開かれた検討の場を確保し、合意形成を行う。

○モニタリングにより継続的に収集したデータに基づき、必要に応じて利用適正化計画を改定する。